

慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN）認定延長審査要項

1. 認定期間の延長について

病気その他やむを得ない理由により認定更新審査の申請が難しい場合（海外在留、産前休業・育児休業、介護休暇、進学等で申請できない場合や看護実務時間が不足する場合等）、認定期間の延長を申請し、認められれば認定期間を延長することができる。

延長期間は1年とし、最長3年まで認めるが、1年毎の申請が必要である。なお、最長3年の期間には、2019年度～2021年度に実施した「COVID-19感染拡大によるCKDLN認定関連要件に関する特別措置」による延長は含めない。

2. 申請資格について

延長審査を申請する者は、申請時において、以下の3つの項目をすべて満たしていなければならない。

- 1) 日本国の看護師免許を有すること
- 2) 認定資格を有する5年間*、継続して日本腎不全看護学会正会員であり、慢性腎臓病療養指導看護師であること
 - * 認定期間の延長を認められている場合は、その期間も含む
- 3) 病気その他やむを得ない延長理由があること

3. 申請手続き及び必要書類

本会ホームページより、CKDLN認定審査・更新審査申請システムにアクセスし、申請を行います。以下の項目について、CKDLN認定審査・更新審査申請システムのフォームに入力あるいは書類をスキャンした画像データをアップロードしてください。書類をスキャンできる環境にない者は、スマートフォンなどで撮影した画像データをアップロードも可とします。不鮮明な画像の場合は、再提出を求める場合があります。

【申請に入力・アップロードが必要な項目】

- ◇ 会員番号・会員情報管理システム(SOLTI)パスワード
- ◇ 氏名、現住所
- ◇ 勤務先施設名／所属部署名／所在地
- ◇ 慢性腎臓病療養指導看護師認定証(画像データをアップロードする)
- ◇ 延長申請理由書
 - ・ 本会ホームページからダウンロードする
 - ・ 申請者が作成し、署名すること
- ◇ 延長理由を裏づける書類
 - ・ 第三者が発行した書類で、様式は自由
 - ・ 証明書の例：休業証明書や在学証明書、介護認定など、状況が分かる資料

※重要な通知を確実にお届けするため、メールアドレスの変更や転居、転属、退職等された場合は、ただちに会員情報管理システム(SOLTI)にて登録情報を変更してください。

4. 延長審査について

1) 提出書類をもとに審査を行い、認定期間延長の可否を決定します。

2) 申請期間

認定更新・再更新・再々更新審査の申請期間に準じます。

※例外は一切認められませんので、期限を遵守してください。

3) 申請期間中に CKDLN 認定審査・更新審査申請システムより、審査料 20,000 円をクレジット決済にてお支払いください。一度納付された審査料は返金しません。

審査料は、規定の CKDLN 更新審査で合格した者と同等の資格を 1 年間保証するための審査料であり、延長審査で承認された場合の登録料を含みます。

4) 審査の結果

認定更新・再更新・再々更新審査の結果通知時期に準じ、メールにて通知いたします。

【問い合わせ先】

一般社団法人日本腎不全看護学会 事務局 CKDLN 認定窓口

E-mail: g045dln-info@ml.gakkai.ne.jp

2022 年 11 月

2023 年 1 月 改正

2024 年 10 月 改正